第一章第六節中第三十五条の次に次の一条を加える。

（年金の過誤払による返還金債権への充当）

第三十五条の二　法第百三十三条において準用する法第二十一条の二の規定による基金が支給する年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権への充当は、基金が支給する年金の受給権者の死亡を支給事由とする基金が支給する一時金の受給権者が、当該年金の受給権者の死亡に伴う当該年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者である場合に行うことができる。

第三十九条第二項中「みなされた者」の下に「（同条第一項第二号に掲げる者に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　基金は、法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされた者（同条第一項第三号に掲げる者に限る。）が初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、第一項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

第六十三条第一項の表第三十五条の項中「第三十五条」の下に「及び第三十五条の二」を加え、同条第二項の表第三十五条の項の次に次のように加える。

第三十五条の二	法第百三十三条	法第百三十七条の二十一第一項

第六十四条第一号中「四号」を「第四号」に改め、同条第三号の次に次の二号を加える。

三の二　第五条の二第二項第二号に規定する責任準備金の額の明細を示した書類

三の三　第五条の五第二項第二号に規定する責任準備金の額の明細を示した書類

第六十四条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第六十六条第一項中「掲げる権限」の下に「（法第百三十七条の三の規定による吸収合併によりその地区を全国とした地域型基金に係る権限については第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる権限）」を加える。

（国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第四条　国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令（平成三年厚生省令第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、国民年金法（以下「法」という。）第百三十七条の三の規定による吸収合併によりその地区を全国とする地域型基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

第五条第二号中「国民年金法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

第八条の見出し中「認可」を「届出」に改め、同条第一項中「予算の認可を受けようとする」を「予算を届け出る」に、「申請書」を「届書」に改め、同条第三項中「規定により」を「規定による」に、「認可を受けようとするとき」を「届出」に、「申請書」を「届書」に改め、同条第四項中「申請書」を「届書」に改め、同条第五項中「認可の申請は」を「届出は」に改め、同条に次の二項を加える。

6　法第百三十七条の三の規定による吸収合併が行われる場合における法第百三十七条の三の二に規定する吸収合併存続基金の当該吸収合併の効力が発生する日の属する年度の予算の届出又は予算の変更の届出は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該吸収合併の認可の申請と同時に行われなければならない。

7　法第百三十七条の三の七の規定による吸収分割が行われる場合における同条第二項に規定する吸収分割承継基金の当該吸収分割の効力が発生する日の属する年度の予算の届出又は予算の変更の届出は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該吸収分割の認可の申請と同時に行われなければならない。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「前項の規定による承認を受けようとするときは、予算の流用」を「予算で指定する経費の金額について予算の流用をする場合」に、「予備費の使用にあっては」を「予算で指定する経費の金額について予備費を使用する場合にあっては」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十条中「第十四条の四第二項第一号及び第三号」を「第八条第六項及び第七項」に改め、同条の表第八条第一項の項から第八条第四項の項までを次のように改める。

第八条第一項	第二十七条	第五十一条において準用する令第二十七条
	予算を届け出る	予算の認可を受けようとする
	届書	申請書
第八条第二項	加入員	会員並びに中途脱退者及び解散基金加入員
第八条第三項	令第二十七条	令第五十一条において準用する令第二十七条
	規定による	規定により
	届出	認可を受けようとするとき
	届書	申請書
第八条第四項	第四条第二項	第二十条において準用する第四条第二項
	届書	申請書
第八条第五項	届出	認可の申請

第二十条の表第十二条第一項の項の次に次のように加える。

第十二条第二項	金額について予算の流用をする場合にあっては	金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。この場合において、予算の流用をするときは
	予算で指定する経費の金額について予備費の使用をする場合にあっては	予備費を使用するときは

（会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則（平成十二年労働省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の表以外の部分及び同表第一条本文の項並びに第六条の表以外の部分及び同表第一条本文の項中「第一条本文」を「第一条各号列記以外の部分」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

第七条　第一条から第四条までの規定は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百三十七条の三の七第一項に規定する吸収分割について準用する。この場合において、これらの規定（第一条各号列記以外の部分及び同条第二号を除く。）中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、「分割契約等」とあるのは「吸収分割契約」と、「会社分割」とあるのは「基金分割」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。